

平成30年度
富山市基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業
実施事業者募集要項

平成30年5月

富山市福祉保健部長寿福祉課

富山市基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業 実施事業者募集要項

1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）について

地域の実情に応じた多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供等、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援・サービスの充実を目指しています。

2 本市の総合事業の実施状況について

本市では、平成29年4月から総合事業を開始し、介護予防給付事業における従前の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。

このたび、このサービスで必要とされている専門職の配置など、一部の基準を緩和することで、入浴・食事・排泄等の身体介護を必要としない比較的軽度な要支援認定者等が利用しやすいサービスを提供する事業をモデル事業として実施することとしました。

そのため、このモデル事業を実施する法人等（以下「事業者」という。）を募集します。

3 基準緩和型サービスの実施に係る留意事項

要支援者等のニーズとの整合性やサービスの質を確保する観点から、新たに実施する緩和した基準によるサービスは、公募により事業者を選定し、まずは、モデル事業として試験的に実施します。

また、試行・検証結果を踏まえ、将来的には、市全域に事業を展開することを検討します。

公募により選定した事業者に**モデル事業の業務を委託**
(平成30年10月からサービスの提供を開始予定)

利用状況、利用者及び事業者アンケート等により事業効果を検証
(ニーズとの整合性やサービスの質が確保されているか等)

試行・検証結果を踏まえ、市全域に事業展開することなどを検討

4 応募者の資格

- ・事業開始時点において、富山市内に本店、支店又は営業所等を置く事業者であること。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・高齢者の実情を把握し、事業者が実施主体となり、高齢者の介護予防や日常生活支援のサービスを行える実績を備えていること。
- ・介護保険法に規定される指定欠格事由に該当しない者であること。

5 事業内容

(1) 対象者

下記の①、②をともに満たす者。

- ①要支援認定者（要支援1・2）、及び事業対象者のうち当該事業の利用が適当と認められた者。
- ②介護予防サービス・支援計画に当該サービスの利用が位置付けられた者。

(2) サービス概要（詳細はP7～P11を参照）

①訪問サービス

平成12年3月17日付老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の2-0から2-6に定める生活援助の範囲内において支援を行う。

(参考) 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

2-0	サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。	
	-1	健康チェック（利用者の安否確認、顔色等チェック）
	-2	環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）
	-3	相談援助、情報収集・提供
	-4	サービスの提供後記録等
2-1	掃除 （居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ）	
2-2	洗濯 （洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ）	
2-3	ベッドメイク （利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）	
2-4	衣類の整理・被服の補修 （衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）、被服の補修（ボタン付け、破れの補修等））	
2-5	一般的な調理、配下膳 （配膳、後片づけのみ、一般的な調理）	
2-6	買い物・薬の受け取り （日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り）	

②通所サービス

生活機能の向上を目的とした機能訓練のほか、レクリエーション、軽運動、頭の体操、趣味教室など、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を行う。

(3) サービス提供区域及び募集する事業者数

	サービス提供区域（※1）		募集する事業者数
訪問サービス	A	堀川・光陽地区	4事業者（※2）
	B	豊田地区	
	C	藤ノ木・山室中部地区	
	D	呉羽地区	
	E	A~D以外の地区	
通所サービス	A	堀川・光陽地区	4事業者（※2）
	B	奥田北地区	
	C	新庄地区	
	D	婦中東地区	
	E	A~D以外の地区	

（※1）原則、市内32か所の地域包括支援センターの担当地区ごとのサービスの提供を想定しています。（担当地区は、P11を参照してください。）

（※2）応募状況やサービス提供区域のバランス、利用者の見込み等を考慮して決定するため、選定事業者数は変動する場合があります。

(4) 利用者の上限

モデル事業として試行のため、各事業者で受け入れる利用者は、原則、1月当たり10名以内とします。

6 委託期間

（予定）平成30年10月1日～平成32年3月31日（1年6ヵ月間）

※契約は単年度ごとに締結します。

ただし、受託者が介護保険法等の法令を遵守しない場合及び市が適切でないと判断した場合等は、途中で契約を解除する場合があります。

7 留意事項

(1) サービス料の支払い

事業者からの請求に基づき、市が委託料を支払います。

(2) 利用者負担

介護給付の利用者の負担割合と同様（原則1割、一定以上所得者は2割又は3割）とし、市が利用者に請求し、市の歳入とします。

(3) 給付管理（支給限度額）

給付管理は行わない。（介護保険法の指定事業者であっても支給限度額の対象としない）

8 事業スケジュール

	期 間	内 容
1	平成30年5月10日（木）	募集要項の公表
2	平成30年5月28日（月）	モデル事業説明会（全事業者向け）
3	平成30年5月28日（月）から 平成30年6月25日（月）まで	モデル事業実施事業者の募集受付
4	平成30年6月14日（木）まで	質問受付（6月21日（木）までに回答）
5	平成30年7月頃	モデル事業者の審査・決定、委託契約締結
6	平成30年8月頃	モデル事業説明会（受託事業者及び従事者向け）
7	平成30年8月頃	従事者研修会の実施
8	（予定）平成30年10月1日（月）	モデル事業開始

（1）基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業説明会

本事業に応募する事業者は、下記の説明会への参加を必須とします。

【日 時】平成30年5月28日（月）午後3時から午後5時まで

【場 所】富山市役所8階 大会議室

【説明会への参加申込】

①申込締切

平成30年5月25日（金）午後5時まで

②申込方法

別紙「説明会参加申込書」を記入し、Eメール、FAX、または直接、長寿福祉課（市役所1階）へお申し込みください。なお、Eメール、FAXの場合は送信後にその旨電話連絡をお願いします。

担当 富山市福祉保健部長寿福祉課 介護予防推進係 五百崎（いおざき）

E-mail : tyojyufukusi-01@city.toyama.lg.jp

※件名は【基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業説明会】としてください。

電話番号：076-443-2061 FAX：076-443-2180

（2）事業者の募集

【募集期間】平成30年5月28日（月）から平成30年6月25日（月）

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※市役所閉庁日は除く）

【提出書類】

①基準緩和型訪問サービスモデル事業

- ・基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業 実施事業者応募申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・基準緩和型訪問サービスモデル事業 実施企画書（様式3）

②基準緩和型通所サービスモデル事業

- ・基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業 実施事業者応募申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・基準緩和型通所サービスモデル事業 実施企画書（様式4）

【提出先】福祉保健部 長寿福祉課（市役所1階）

【提出方法】直接、長寿福祉課（担当者：五百崎）へ提出してください。

※提出時は、日時を事前に担当者と電話で調整してください。

【提出部数】1部

【書類の提出に係る留意事項】

- ①提出期限（6/25）以降は一切受付しません。
- ②提出書類の変更・修正は、原則、受け付けませんので、十分に精査し提出してください。
- ③提出書類は返却できません。
- ④提出書類は事業者選定の目的に限り使用し、法令上の根拠なく他の目的に使用することはありません。
- ⑤提出書類の作成等に要する経費については、選定結果に関わらず、全て応募事業者の負担となります。

【選定に係る留意事項】

- ①応募があっても、市が求める水準を満たさない場合は委託事業者を選定しないこともあります。
- ②選定結果は全応募者に通知します。
※選定に関する問い合わせについては一切受け付けません。
- ③選定された事業者と委託契約を締結し、市ホームページで委託法人名等を公表します。
- ④以下の場合は無効・選定の取消とします。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
 - イ 介護保険法等の法令に違反していることが判明した場合
 - ウ 本募集要項の要件に反していることが判明した場合
 - エ 審査・選定に関して不正と思われる行為があった場合

（3）質問票

当募集要項及び事業内容について質問がある場合は、別紙質問票に記入の上、平成30年6月14日（木）までに、Eメール又はFAXで下記へ送付してください。

質問内容は、原則、個別に回答することはいたしません。全事業者に周知が必要なものは、市ホームページに掲載する予定です。

【送付先】

担当 富山市福祉保健部長寿福祉課 介護予防推進係 五百崎（いおざき）

E - mail : tyojyufukusi-01@city.toyama.lg.jp

※件名は【基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業質問票】としてください。

F A X : 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 8 0

（４）審査・決定方法

富山市福祉保健部内において、提出書類に基づき審査し、事業者を決定します。

9 注意事項

- ①提出書類に虚偽があった場合は、委託契約の締結後であっても委託料の返還又は委託料の支払いを取り消すことがあります。
- ②本事業に関連する書類は必ず5年間は保存してください。

10 提出書類の記入方法に関する問合せ先

担当 富山市福祉保健部長寿福祉課 介護予防推進係 五百崎（いおざき）

T E L : 0 7 6 - 4 4 3 - 2 0 6 1

11 サービスの内容（詳細）

※従前の介護予防訪問・通所介護に相当するサービスから緩和・変更した内容に「★」が付いています。

（1）対象者

下記の①、②をともに満たす者。

- ①要支援認定者（要支援1・2）、及び事業対象者のうち当該事業の利用が適当と認められた者。
- ②介護予防サービス・支援計画に当該サービスの利用が位置付けられた者。

（2）訪問サービスについて

①サービス内容

平成12年3月17日付老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」で、「生活援助（2-0から2-6まで）」として定められている範囲内（★）

2-0	サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。
-1	健康チェック（利用者の安否確認、顔色等チェック）
-2	環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）
-3	相談援助、情報収集・提供
-4	サービスの提供後記録等
2-1	掃除 （居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ）
2-2	洗濯 （洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ）
2-3	ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
2-4	衣類の整理・被服の補修 （衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）、被服の補修（ボタン付け、破れの補修等））
2-5	一般的な調理、配下膳 （配膳、後片づけのみ、一般的な調理）
2-6	買い物・薬の受け取り （日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り）

② 人員・設備基準

管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤・専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業者の従事者として従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。 ※訪問事業責任者との兼務は認めない。（★）
従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要数（★） 【資格要件】 従前の介護予防訪問介護に相当するサービスにおける訪問介護員の資格要件を満たす者（「富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」を参照）、または市の定める研修の修了者（★） ※訪問介護や介護予防訪問介護サービスを提供する事業所の訪問介護員は、当該従事

	者を兼務することは可能だが、当該従事者として勤務する時間を、訪問介護や介護予防訪問介護サービスを提供する事業所の訪問介護員の常勤換算に加えることはできない。
訪問事業責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のうち、必要数（★） <p>【資格要件】</p> <p>従前の介護予防訪問介護に相当するサービスにおけるサービス提供責任者の資格要件を満たす者（「富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」を参照）、介護職員初任者研修課程修了者、または市の定める研修の修了者（★）</p> <p>※訪問介護や介護予防訪問介護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者は、当該訪問事業責任者を兼務することは可能だが、当該訪問事業責任者として勤務する時間を訪問介護、介護予防訪問介護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者の常勤換算に加えることはできない。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの基準と同様 <p>①事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画の確保</p> <p>②サービスの提供に必要な設備及び備品の確保</p>
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの基準と同様 <p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②従事者の清潔の保持</p> <p>③健康状態の管理</p> <p>④従事者又は従事者であった者の秘密保持</p> <p>⑤事故発生時の対応</p> <p>⑥廃止休止の届出と便宜提供 など</p>

③ 報酬

	算定項目	単価等（※1）
基本報酬	週1回程度の利用	820 単位／月（★）
	週2回程度の利用	1,630 単位／月（★）
	週2回を超える利用	2,590 単位／月（★）
加算	初回加算（※2）	200 単位／月（サービス開始月のみ）

（※1）上記の単位数に、10円に富山市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額を委託料として市から事業者を支払う。

（※2）従前の介護予防訪問介護に相当するサービスにおける加算の取扱いと同様とする。

④ サービス提供時間

利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントで定めた時間（従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの基準と同様）

(3) 通所サービスについて

① サービス内容

- ・生活機能の向上を目的とした機能訓練のほか、レクリエーション、軽運動、頭の体操、趣味教室など、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を行う。(★)
- ・食事、入浴、排泄などの日常生活上の身体介護は事業の対象としない。(★)
- ・利用者の送迎は、本事業の必須のサービスに位置付けない。(★)

② 人員・設備基準

管理者	<ul style="list-style-type: none">・常勤・専従 1 人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。 ※ただし、管理者が従事者を兼務する場合、同者が管理業務とサービス業務を同時に行うことが困難であるため、基準を満たす他の従事者を配置しなければならない。(★)
生活相談員	<ul style="list-style-type: none">・必要でない (★) ※ただし、事業者の責任において、プログラムが安全に行われるために必要な人員を確保すること。
看護職員	<ul style="list-style-type: none">・必要があった場合に対応できる体制 (★) ※事業所に配置しない場合は、病院・診療所・訪問介護ステーション等と協定等を文書により取り交わすこと。 ※同一法人の他事業所で勤務する看護職員と連携する場合は、当該サービスの提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携が図られる体制を確保すること。
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none">・必要でない (★) ※ただし、事業者の責任において、プログラムが安全に行われるために必要な人員を確保すること。 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
従事者	<ul style="list-style-type: none">・従事者（専従）が勤務している時間数の合計数を、当該サービスを提供している時間数で除した数が、1 以上 (★) ※当該サービスを提供している時間中は、常時 1 人以上を当該サービスに従事させなければならない。 ※通所介護、介護予防通所介護サービスを提供する事業所における介護職員は、当該従事者を兼務することは可能だが、当該従事者として勤務する時間を、通所介護や介護予防通所介護サービスを提供する事業所の介護職員の常勤換算に加えることはできない。
設備	【区画】 <ul style="list-style-type: none">・サービスの提供に必要な場所 (★) ※面積 3 ㎡×当該サービスの利用定員以上 ※他のサービスとの兼用は可能。ただし、他のサービスと当該サービスを一体的に実施する場合には、他のサービスで定められた広さを有することに加え、別途、上記のスペースを確保することが必要。

	【備品・設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室：静養スペースで可（★） ・ 食 堂：必須でない（★） ・ 相談室：必須でない（★） ・ 事務室：必須でない（★） ・ 消火設備、その他非常災害に必要な設備及び備品 ・ その他サービスの提供に必要な設備及び備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の介護予防通所介護に相当するサービスの基準と同様 ①個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持 ③健康状態の管理 ④従事者又は従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止休止の届出と便宜提供 等

③ 報酬

	算定項目	単価等（※1）
基本報酬	週1回程度の利用	930 単位／月（★）
	週2回程度の利用	1,910 単位／月（★）
加算	運動器機能向上加算（※2）	225 単位／月
	栄養改善加算（※2）	150 単位／月
	口腔機能向上加算（※2）	150 単位／月
	介護予防プログラム実施加算（※3）	53 単位／月（★）
	送迎加算（※4）	47 単位／月（片道）（★）

（※1）上記の単位数に、10 円に富山市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額を委託料として市から事業者を支払う。

（※2）原則、従前の介護予防通所介護に相当するサービスにおける加算の取扱いと同様とするが、当該加算の算定には、加算に当たり1名以上の配置が求められる専門職と、他の従事者等が共同で利用者ごとの計画を作成し、計画に基づくサービスの提供や定期的な記録・評価が行われていることが必要である。

（※3）利用者に対して、国内外の文献等において閉じこもり予防や介護予防の観点からの有効性が確認されているなど、一定の根拠を有する、集団的に行われるレクリエーション、軽運動、頭の体操、趣味教室などの活動を計画的に実施した場合に加算する。

（※4）利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合に、月額で所定単位を加算する。なお、同一月において、利用者や家族等の都合で一時的に利用者の家族等が送迎を行った場合においても当該加算は適用される。

④ サービス提供時間

利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントで定めた時間（従前の介護予防通所介護に相当するサービスの基準と同様）

〔参考〕 地域包括支援センターの担当地区

	センター名	担 当 地 区
1	まちなか	総曲輪・西田地方・星井町・五番町・八人町
2	愛宕・安野屋	愛宕・安野屋
3	柳町・清水町	柳町・清水町
4	東部・山室	東部・山室
5	堀川・光陽	堀川・光陽
6	堀川南	堀川南
7	蜷川	蜷川
8	奥田	奥田
9	奥田北	奥田北
10	百塚	桜谷・八幡・長岡
11	神明・五福	神明・五福
12	岩瀬・萩浦	岩瀬・萩浦
13	大広田・浜黒崎	大広田・浜黒崎
14	豊田	豊田
15	針原	針原
16	新庄	新庄・新庄北
17	広田	広田
18	藤ノ木・山室中部	藤ノ木・山室中部
19	太田	太田
20	新保・熊野	新保・熊野
21	月岡	月岡
22	和合	四方・草島・倉垣
23	呉羽	呉羽・寒江・古沢・老田・池多
24	水橋北	水橋中部・水橋西部
25	水橋南	水橋東部・三郷・上条
26	大沢野・細入	大沢野・小羽・下夕・細入
27	大久保・船峠	大久保・船峠
28	大山	大庄・福沢・上滝・大山
29	八尾北・山田	山田・保内・杉原
30	八尾南	八尾・黒瀬谷・卯花・野積・室牧・仁歩・大長谷
31	婦中東	速星・鶴坂・婦中熊野・宮川
32	婦中西	朝日・古里・神保・音川